

特別支援教育ワーキンググループ（第1回～第9回）における主な御意見

※ 以下、特別支援教育ワーキンググループ（第1回～第9回）における、各委員からの主な御意見について、趣旨を変えない範囲で事務局にて要約したものを。

【重層的な指導・支援の考え方を踏まえた方策】

- 重層的な指導・支援のイメージは、特別な配慮を必要とする全ての子供たちが学校全体で切れ目なく、最も適切な支援を受けられるようにすることや、通級指導教室における支援を1つの方法や場所だけに限定せず、在籍する学級においても、子供の実態に応じて柔軟に支援を活用し提供するという考え方が、学校教育全体を構造化し、予防的・開発的な視点も含め、層のグラデーションで表されていると思う。
- 重層的な指導・支援のイメージは非常に賛同するものである。一番下の層の「子供たちを念頭に置いた学級全体での指導方法の工夫」の部分がこれまでは不足していたがゆえに、児童生徒の支援が特別支援学級あるいは特別支援学校からスタートしていたのではないかと。具現化に当たっては、全ての教員にとっての基本的な事項となるよう、現行の学習指導要領でいえば、総則の第4節に位置づけ、明記するとよいのではないかと。
- 多様性・包摂性を尊重した学習者主体の授業づくりと学級集団づくりが重要であり、学ぶ内容の多様性や、学び方の多様性というのを用意できる学級づくり、授業づくりが増えていくとよい。校長がリーダーシップを発揮し、特別支援学級や通級指導教室、特別支援教育コーディネーターを中心として教員間で連携できるように、真に包摂性の高い学校づくりをどう目指すか。具体的な方策や実践例を発信及び共有していく必要があると考える。
- 特別支援学級や通級との関係も念頭に置いた場合、通常の学級においても自立活動の視点や、内容を参考にしつつ指導を行うことが、通常の学級における特別支援教育にかかわる専門性を高めていくことに繋がると考える。
- 困難さの要因に目を向けることは、小・中・高等学校の学校現場においては最も重要であり、最も目が向けられていない考え方ではないかと。困難さの要因に目を向けることから発想する考え方は、総則に記述することはもとより、各教科等の全てのワーキングと連動しながら、その考え方を指導上の配慮事項にも明記していくといった流れが必要ではないかと。

【合理的配慮の提供を促すための方策】

- 合理的配慮は、時に個別の指導・支援と置き換えて捉えられてしまっていることがあるのではないかと。改めて、社会モデルの考え方と連動する、そういった合理的

配慮の考え方を総則等で基盤として示し、その上で、さらなる各論の議論へ考え方が示されていくことが重要と考える。

- 適切に合理的配慮が提供されるよう、学校における合理的配慮の基本的な考え方、個々のニーズの把握や、合意形成に向けたプロセス、提供される合理的配慮の定期的な見直しや調整を図ることが必要ということも含め、学習指導要領の解説や補足資料等において具体的な取組が示されると、現場での実践に大変参考になると思う。
- 合理的配慮の提供を求めることに関して、子供たちの自己選択・自己決定に資する資質・能力の育成を目指すことについては、全ての子供たちに必要な資質・能力である。障害のある子供たちに関しては、その障害ゆえの、自分に引きつけた固有の意味について確認する必要があるため、通級における学びでそのような確認を行い、通常の学級の学びを深めることができるとよいのではないか。
- 合理的配慮の内容について、授業の実際に関して共通理解を図る必要のある内容は、自立活動の指導とも密接に関連することを踏まえると、個別の指導計画への記載が不可欠ではないか。
- 合理的配慮の範囲や過重な負担の判断基準が曖昧であり、設置者や学校が体制や財政面を勘案して判断する仕組みは、地域間や学校間での対応の格差が生じるおそれがある。また、ICTの活用が進んでいるとは言い切れないのが現状であり、活用促進に関する実効性のある対策を併せて検討する必要がある。国立特別支援教育総合研究所のインクルDBの活用促進など、その存在を知って活用してもらうということが今できる最善の取組ではないか。
- 合理的配慮の組織的対応を強化するとともに、それを外に開いて地域の学校等と共有できる仕組みづくりや、ICTの基礎的環境整備、合理的配慮の研修、OJT等も含めて充実させていきながら、入試も含めた合理的配慮の提供体制の充実に向けて、教員・保護者・本人が安心して申請できたり、伸び伸びと合理的配慮の提供ができたりするような具体的方策が必要と考える。
- ICTではなく紙を選択したい子供もいることから、デジタル学習基盤のみならず、様々な支援の方法を組み合わせた学習支援を講じる必要性の明記は重要。
- 障害の状態等に応じて文字を大きく、読みやすくすることや、読み上げるといったアクセシビリティ機能、入出力支援装置を適切に活用することは、本来の各教科領域における学びの質の向上に繋がると同時に、その機能の活用自体が、子供たちの情報活用能力を身につけることでもある。子供自身がその状況に応じて、その機能を選んで操作し、活用できるようにすることができるようになりたい。
- デジタル学習基盤は、学習者主体の学びを進めるためのツールとして活用することが大事。例えば、アクセシビリティ機能を使いたくても、自分だけが使うのは嫌

だという子供がいる現状を踏まえると、多様性を尊重した学習者主体の授業づくり、心理的安全性を確保する学級・集団づくりがとても大事になる。

【通級による指導における改善の方向性】

- いわゆる重層的な指導・支援の第1層の部分が基盤となって、特別支援学級の指導も通級による指導も行われていくものであるということは、しっかりと明確に強調して記述すべき内容である。
- 重層的な指導・支援の考えを踏まえ、通常の学級の教員が通級による自立活動の指導を生かすことは障害のある子供を肯定的に捉えることに繋がり、これまで以上に一人一人の子供を理解する水準が向上することを期待できる。そして、その教員の姿勢が周りの子供たちにもよい影響を及ぼすものと思う。
- 重層的な指導・支援の第2層について、誰の責任においてどういうことをしていくのかということが明確になっていかないと、通級の在り方も曖昧になってしまうのではないか。
- 通級担当と学級担任が密に連携し、支援の連続性を担保するための時間の確保・保証、そして、共有システムの構築を図ることが大切。ICTを活用して、共通のアセスメントツールを導入・構築したり、あるいは子供の特性や成長をデジタルデータで可視化したりすることによって、通級担当と担任が共通言語やビジュアル化されたものを使いながら対話ができること、主観による指導のずれを防ぐことに繋がるのではないか。
- 特別支援学級、通級による指導においても、本人主体の本人がこうなりたいとか、こうしたいといったようなことを丁寧に扱い、それを丁寧に対応しながら子供たちと一緒に一つ一つつくっていく、そういった子供主体の自立活動が重要であることを、自立活動の議論との連動の観点から、きちりと明示することが必要だろう。
- 自立活動と各教科の指導との関連性については、自立活動の目標と各教科の目標を合わせて設定することを示すことが、教科の指導だけに偏らないことを具体的に示すものになるのではないか。ただし、中学校ではその形では運用できないと思うため、各教科の指導内容を題材として自立活動の指導を行うなど、中学校でも具体的に運用できる形を示す必要があるのではないか。小学校と中学校では通級による指導、各教科と自立活動の関連性は違うのではないだろうか。
- 学習指導要領改訂を見据え、今からでも小・中学校等においては先立って、自立活動について特別支援教育のセンター的機能等を使った研修等を早急に実施し、準備していく必要がある。
- 単に補習的であってはならないという方向性には賛同するが、障害種によっては

学習上の困難という直接的な困り、悩みがある子供もいる。単に補習するわけではないものの、教科的な学びということ、それを基に読み書きであるとか、コミュニケーションであるとか、そういったところの学びをしながら評価に結びつけていくような在り方については明確に述べていく必要があるのではないかと。

- 難聴児の言語力の育成については、各教科の指導と非常に密接に関連しているため、通級の中で各教科等の指導を取り入れることは非常に有効。教科指導をどの程度取り入れるのかという基準については、難聴児の場合はかなり多くの時間を割いてもいいように思うところ、こうした基準については各障害の状態に合わせて柔軟に対応していくことが大事ではないかと。
- 子供に真に必要な指導として教科的な内容を取り扱う場合、どこまでが教科の内容を取り扱いながら行う自立活動で、どこからが自立活動的視点を重視した教科指導なのかという判断はとても難しい。自立活動を実施した上で、教科等の目標を達成するための指導を取り出して行うことの必要性については、その検討判断を通級担当者の方に委ねるのではなく、通常の学級の担任や在籍校の校長なども含め、また、教育委員会の連携、連動も含めながら慎重に行う必要があると考える。
- 通級による指導を担当する教員に求められる専門性は自立活動の適切な実施ではないかと。中学校や高等学校の場合は、担当者が保有している免許以外の教科指導を行う可能性があり、求められる専門性は自立活動を超えて各教科に及ぶことになる。その場合の免許状の取扱いについて整理する必要がある。
- 他校通級や巡回指導において教科指導を行う場合、各在籍校の教科の目標や年間計画、週の計画、指導内容の指導をどうするのかという分担や、指導後の評価に係る情報交換といった、直接的な指導に付随する業務がさらに付加されることになる。単なる教科の補充に陥らないようにするためには、こうした事前事後の適切な情報交換が必須になるが、働き方改革の観点から、効果的な連携の在り方、工夫や検討も求められるのではないかと。
- これまでは教科の目標を変える必要がある子供はすなわち特別支援学級に在籍することになっていたが、通級による指導が柔軟になることによって、通級の利用も検討しようというような議論が現場で行われることになることは、とてもいい方向性だと思う。
- 通常学級では原学年の内容を学び、通級による指導では下学年の目標で学ぶ場合、教育課程編成やカリキュラム・マネジメントはどの立場にある者が責任を持って行うのか。また、学年進行とともに、一部ではなく実質全部、他学年適用が必要になる可能性は低くないと思われ、通級による指導を引き続き希望する際の根拠にもなり得るのではないかと。さらに、通級による指導を頼りとする通常の学級の担任も一

定程度想定されるとすると、通常の学級を含め、多様性・包摂性を目指す方向性と逆行する流れが生じてしまうのではないかという懸念もある。

- 子供の実態やその変容、成長に応じた柔軟な弾力的運用については了解するところだが、子供の変容や変化を誰がどのように判断していくのかという点で、一定の判断基準となるような目安が必要ではないか。
- 「心理的な安全性」について、しっかり定義することが大事。お互い意見を言わないことや、表面的に仲良しな雰囲気を保つことが心理的安全なのではなく、例えば、人前でしっかり質問したりとか間違いを認めたりするという対人関係におけるリスクの低下を取ることが大事なことであり、誤解のない記載が必要。
- 他校通級の場合に、在籍校の学級担任と通級による指導の担任の連携を促進させるためのツールとして、例えば、校務 DX、ICT 等の利用によって連携促進をさせる必要があると考える。

【特別支援学級における改善の方向性】

- いわゆる重層的な指導・支援の第1層の部分が基盤となって、特別支援学級の指導も通級による指導も行われていくものであるということは、しっかりと明確に強調して記述すべき内容である。【再掲】
- 特別支援学級の特別の教育課程をどのように編成していくのかという点について、学校における理解にもかなり課題があるのではないか。例えば、下学年の教育課程と通常の準じた教育課程が入れ子のように組み合わせる場合もあるのだ、などという例示をしていくことが必要ではないか。
- 現行の学習指導要領で明示した特別の教育課程の考え方をより一層充実させていく必要があるのではないか。例えば、自立活動の考え方や、知的障害教育の各教科や各教科と合わせた指導の考え方の取扱いについて、通常の学級の教員を含めて理解し、認識できるように踏み込んで記載していくことが考えられると思う。
- 特別支援学級、通級による指導においても、本人主体の本人がこうなりたいとか、こうしたいといったようなことを丁寧に扱い、それを丁寧に対応しながら子供たちと一緒にやっていく、そういった子供主体の自立活動が重要であることを、自立活動の議論との連動の観点から、きっちりと明示することが必要だろう。【再掲】
- 各教科等の個別の指導計画については、各教科等は目標の系統性や、扱う内容の順序性が学習指導要領に明記されていることも踏まえ、個別の指導計画の作成の目的に立ち返り、個別に記録し、指導者間で引き継ぐ必要性のある情報は何かを考え、記載内容をスリム化するという視点は重要。
- 学びの場を特別支援学級から通常の学級に変更することについては、障害の実態

や程度に応じては憂慮される例もあると思われるため、学びの場を選択する、あるいは変えていくという場合には、何か基準となる参考例のようなものが挙げられていると非常によいのではないか。

- 通常の学級で大半の時間を学ぶことができる子供の学びの場の変更について、重層的な指導・支援のイメージで考えるならば、支援の引き算として、学びの場の変更では通級を検討する必要がある。学びの場の変更の前提として、検討内容のどこかに、各基礎自治体等で通級の支援が必要な子供が支援を受けられる体制を構築する必要があることが記載されることが重要。
- 子供たちの教育的ニーズに応じた教育活動を担保するために、多角的な視点で、慎重かつ総合的な判断による決定という方向性が示されていることは非常に重要な視点。子供たちの実態やニーズに応じた、本当にその子にとって望ましい学びの場、環境とは何なのかということをもまず明確にしていくことが、特別支援学級での質を高めることに繋がるということをしっかり強調してはどうか。

【高等学校における改善の方向性】

- 高校生が通級による指導を希望しないケースは、裏を返せば、自分自身がそこに安心な場所を見いだせていないからだろう。前提となる集団づくり・学級づくりが必要であり、その中から子供たちが何ができないから通級ではなくて、こういうことができるようになりたいから通級でという、前向きな姿勢になるような学級全体、あるいは学校全体を挙げた集団づくりについて強調していくことが必要。
- 知的障害特別支援学校の各教科に係る議論とも関連するだろうが、高等学校における知的障害のある子供の教育をどのように担保していくのか。
- 新たな特例校制度には大賛成。高校段階の子供たちが、自分がどうなっていきたいのか、どうあるべきか、どうなりたいかといったようなことについて学校設定科目を新たにつくり、その教科の中で行っていくなどといったようなことも踏まえた特例校制度の新たな実施が重要ではないか。
- 新たな特例校制度については、先行事例としてのエンカレッジスクールや知的障害生徒自立支援コース等を参考にしつつ、別の場の特例校のみならず、コース制などとして、高等学校の中に多様性を包摂する教室を設置する可能性も担保した方がインクルーシブな高校が実現すると考える。
- 新たな特例校制度において、障害の重い生徒の高等教育の進学に向けた試みに繋がっていくような取組も可能性としてあるとよい。
- 新たな特例校制度について、「特に必要な場合」や「一定の要件」の解釈が自治体や学校ごとに異ならないように十分な説明が必要と考える。

- 長期入院中の高校生の教育保障が依然として大きな課題となっており、ICT を活用した学習基盤の整備とともに、がん拠点病院等への高等部の院内学級の設置等、体制整備について検討が必要。

【障害種ごとの「配慮事項」】

- 障害種別ごとの配慮事項を総則において教育課程全体を通じた基本的な考え方として整理して各教科にも必要に応じて明示する方向性については、指導の充実や的確な合理的配慮の提供に資する点から賛同する。
- 小・中学校の通常の学級の担任も含め、配慮事項に関する共通理解を促していくに当たっては、合理的配慮との区別がつかず、逆に「もう配慮事項があるからそれでいいですよ」と合理的配慮が却下されてしまい、話し合いにも乗らない可能性もあることから、誤解のないように十分に分かりやすく記載を工夫する必要がある。
- 配慮事項の文言については、例えば、「教育活動全般における障害による多様なニーズへの対応の基本」といった表現が考えられるのではないかと。また、リード文等において、このような子供たちが在籍または共に学ぶ状況において踏まえるべきこととして、社会モデルや環境を整える必要性、各教科等における指導内容の工夫や教材研究の重要性が記載されていてもよいのではないかと。
- 現行の学習指導要領の各教科の解説では、小・中・高等学校の学校種や、各教科によって配慮事項の記載の仕方や内容にかなり差があることから、どの校種、どの教科でも困難さの背景を踏まえて、意図を持って指導上の工夫や手立てを取ることができるよう、具体例を精選しながらも分かりやすく示していただきたい。
- 重層的な指導・支援の考え方や、困難さの背景を重視するという考え方については、どの教科・どの校種においても、こういう考え方に基づいて各教科の中で充実させていくことが必要ということが、解説において必ず示されていることが必要。
- 特別支援学校においてもいわゆる 5 障害以外の障害も併せ有する児童生徒がいると思われることから、1 人 1 人のニーズは様々であるという実態を踏まえると、障害種ごとの教育活動全般にわたる配慮事項については、特別支援学校の学習指導要領においても参考として記載されると良いのではないかと。
- デジタル学習基盤の活用は今回の学習指導要領改訂の 1 つのポイントではあるものの、共通的な配慮事項の並びについては、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶ環境下における児童生徒の理解に関することが 1 番大切なことなのではないかとも思うため、順序について配慮した方がよいように思う。
- 認知処理の観点からの障害の整理も非常に重要である一方、障害があることによる二次的な障害として、自己肯定感が下がるであるとか不安であるとか、クラスへ

の所属感というものが持てないであるとか対人関係の問題、そういったウェルビーイングに関わる心理社会的な側面というものもやはり学習参加に深く関わるものであることから、こういったところの支援の在り方、配慮の在り方についても明確に位置づける必要があるのではないかと。

- 知的障害のある児童生徒においてのデジタル学習基盤の活用は、見せて伝える活用が主になってしまうことが多いが、試行錯誤しながら物事を思考・判断・表現するための活用が大事である。
- 肢体不自由のある児童生徒の多くは重複障害であり重度障害であるとともに、医療的ケアも多様である。特に肢体不自由校の教員は多種別の配慮事項を参考にしたり、また医療的ケアについて知ったりすることが大切であると思うため、医療的ケアについて学習指導要領において触れることが必要ではないか。

【知的障害者である子供たちに対する教育課程の改善】

(情報活用能力の抜本的強化に向けた方策)

- 職業・家庭をそのままにするか分けるかという点については、中学部では職業科として独立させ、より教科指導の充実を図る案のほうがよいと考える。
- 知的障害教育において ICT 活用が目的化しないように、何のために ICT を活用するのかを指導者が意識することが重要。
- 知的障害の特別支援学校の子供の実態を考えると、小学部の中の段階が非常にもっと細かい段階があり、経験を重ねて、児童生徒の自発的な活動につないでいくといったようなことが必要であると思う。また、小学部から中学部の繋がりに関して、間が非常に空いているような印象を持ったので、その繋がりがより具体的に示されると、現場での活用が促進されるのではないかと思った。
- デジタル社会で安全に生活するためには、情報モラルや情報リテラシーも重要。知的障害のある児童生徒は、事故や事件に巻き込まれるリスクも当然あるため、特に中学部、高等部段階においては、学校卒業後の自立と社会参加も見据えて、生徒がデジタル機器を通じて安全に、そして幸福な社会生活を送れるための基盤を身につける指導の充実が今後必要になってくると思う。
- 生成 AI は、児童生徒の認知的な負荷の軽減や、彼らの理解力、表現力、想像力を高めるための強力な支援技術として、今後ますます積極的に活用することが重要であり、知的障害教育においても情報活用能力の強化方策の一つとして位置づけていくのが重要ではないか。

(目標及び見方・考え方、資質・能力の構造化)

- 教科の見方・考え方について、特別支援学校のほとんどの教員は捉えられていな

いように思う。教科の見方・考え方を踏まえた授業づくりのイメージがもてるよう、学習指導要領に分かりやすく示していただきたい。

- 知的障害の子供たちがどのように学び育つのかということについて、丁寧にその考え方を押さえ、共有できるように示していくことが必要。学習指導要領の知的障害の各教科の目標・内容の前にそういったようなことを示しておくといったような記述上の工夫も必要かと思う。他の障害種と同じような示し方を考えていくということも考えられるのではないか。
- 学部間における学習の系統性や発展性、知的障害特別支援学校での学習と小中学校との関連性を意識することができるよう、解説等において、こうした記述や例示がなされるとよい。現行の解説巻末における目標・内容の一覧は小学部と中学部が別に示されているのが現状であり、育てたい力がどのように繋がっていくのかが分かるよう、一覧表においても各学部の教科の系統性が示されるとよいのではないか。
- 各教科等を合わせて指導を行う場合においても、各教科等の目標を達成していくため、育成を目指す資質・能力を明確にして、指導計画を立てることが重要。各単元において各教科の目標をどのように扱い、関連づけるのかという具体例が示されると、教員が一層目標を意識して指導計画を立てたり、実際に指導を行ったりすることができるのではないか。
- 小学部1段階より前の重度重複障害のある子供が在籍する学校では、国語や算数で何をすればいいのか、教員が戸惑っている部分が多くあるように思うため、小学部1段階より前の段階ではこういった学習内容が位置づけられる、というようなことが学習指導要領等で示されると、教員は安心して授業ができるように感じる。
- 各教科の構造化は、学習指導要領全体の大きな流れの中で、小・中学校との整合を図るものとして提案され、方向性としては大事である一方、学校現場で実際に運用される際に困難を生じさせないかという心配もある。学習指導要領及びその解説に、分かりやすく、段階的かつ手順を踏まえて具体的に配列することが必要。このことは、特別支援学級において教育課程を編成し授業実践を進める上でも大きく影響を与えるものと考えため、とりわけ在籍の大半を占める知的障害特別支援学級や自閉症・情緒障害特別支援学級を十分に考慮した検討を進めていくことが肝要。
- 児童生徒が1段階、2段階、3段階のどの段階にあるのか、各段階でどのような各教科の目標・内容があるのかということを、大まかに把握できるような形にすると目安がつきやすくなるのではないか。

(生活科の構造化について)

- 教育課程の中核に位置づく教科と考えられるため、他の各教科等との関連についても追加例示があればと思う。そうすると、教育課程全体を通した資質・能力の育

成や、カリキュラム・マネジメントの意識化にも繋がり、他の教科の指導や自立活動の指導の充実も期待できる。

- 生活科の4つの領域の整理、そして、らせんの考え方のいずれも、指導の形態に限定せず、具体的な目標設定と評価がしやすくなるのではないかと。特に学校現場において課題となっている学びに向かう力・人間性等の評価については、指導計画の作成と実施において、例えば地域協働や他者との関わりなどの具体的な活動を通して育成されるということへの理解が図られるということ、そして、児童生徒の具体的な姿のイメージが持てて、捉えやすくなるものであろう。
- 高次の資質・能力の提示については、何が深まりの到達点なのかを教員が具体的にイメージできる根拠になると考える一方で、何をもって統合的な理解や総合的な発揮とみなすのかということについては、パフォーマンスレベルでの定義が十分に例示されていなければ、評価の妥当性であるとかばらつきが拡大するため、十分に解説で説明する必要がある。
- 12の内容を4つ程度の領域で整理するのはよい。その際には各領域を意識して取り組むほうが分かりやすいと考える。しかし、資料「「遊び」の内容を中心とした単元を通じた、らせん状の学びの深まりの例（イメージ）」のように、領域「社会での人とのかかわり（仮）」の遊びの内容で、領域「身近な自然やもののはたらき（仮）」の「ものの仕組みとはたらき」が表記されると混乱するのではないかと。らせん状では焦点化が図れなくなり、各教科等を合わせた指導としての日常生活の指導や生活単元学習との違いが分かりにくくなることを懸念する。
- 小・中学校の知的障害特別支援学級は、非常に多様な児童が在籍している実態がある中、生活科一つ取っても、小学校のイメージする生活科と知的障害特別支援学校の生活科では違いもあることから、今回のように分かりやすく示すことについては、誤解がないように押さえていくためにも期待するところ。
- 知的障害の子供には知的障害以外の特別支援学校で学ぶ重複障害の子供たちも多く含まれるほか、下学部適用が必要な子供も少なくなく、実態が多様。この場合、学習指導要領が想定する生活年齢と子供の生活年齢にずれが生じる。教室で多様な子供と向き合う先生方が一人一人の子供の実態に即した教科指導を具現化する際のよりどころとなるよう、小学校等の各教科との共通性をどのように押さえ、知的障害教育の独自性をどのように踏まえた結果、今回のような整理に至ったのかという、検討に際しての視点や検討の道筋を解説に示すことができないか。
- 学校現場の現状として、活動ありきの状態になっている現状があることも踏まえ、指導と資質・能力がらせん状に高まっていく考え方が学校現場でよく理解されるよう、学習指導要領に盛り込んでいけるとよい。

- 生活科については、生活に根づいた課題を設定し、体験と振り返りを往還する学習過程が重視される教科であることから、情報活用機器の学習に関しては、特に情報活用そのものを目的として学ぶというよりも、それらを活用しながら生活や学びを支えていく手段として位置づけられる教科として機能するのではないか。

(職業科の構造化について)

- 職業・家庭科を分離することは非常に重要である一方、家庭科についても、生活の基盤形成や、生活を整えながら働き続けるためには極めて重要な教科であることから、生活基盤の形成を担う教科としての役割をより明確化することが重要ではないか。
- 各教科等を合わせた指導の形態を否定はしないが、教科が増えると安易に作業学習や生活単元学習で指導する方向に流れることも予想されることから、十分な検討が必要。
- 障害のある子供たちにとっても、情報活用能力を高めることは非常に重要。知的障害の児童生徒については障害の程度に応じて指導レベルや指導内容が実態として大きく変わることについては強調してもよいのではないか。
- 職業科の目標、あるいは高次の資質・能力において、「情報技術」や「情報を基盤とした」といった文言を入れてはどうか。
- 「B 情報機器・情報技術の活用(仮)」で学びを個別化させないように、学びに向かう力・人間性等の4要素のうち、他者との対話や協働を意識していただきたい。また、ゲーム、ネット依存、SNSトラブルを念頭に、メディアリテラシー教育をどこかで強調していただきたい。

【自立活動の充実に向けた方策】

- 重層的な指導・支援の第1層について学級担任がしっかりと意識していくことに繋げるため、特別支援学校の学習指導要領だけでなく、幼・小・中・高の学習指導要領にもしっかりと自立活動の部分を書き込んでいく工夫が必要。
- 自立活動が各教科の下支えになるものであるということや、各教科と関連づけながら指導がなされるものであるということが改めて示されたことで、自立活動と各教科が別建てではなくて関連づいているということを教員が意識する上で非常に分かりやすいものになると思った。
- 「障害のある子供の教育支援の手引」においては、各障害に応じた教育的ニーズの把握の観点が網羅的に示されており、経験が浅い、または経験年数が少ない先生方が増えてくる中で、こういったものの視点も活用しながら自立活動の取組について検討することもできるということを学習指導要領にも示すとよいのではないか。

- 特に小・中学校において、自立活動は子供同士の関係性の中で生じていくよさということが実は重要ではないか。例えば、自立活動の考え方の中に、子供同士が協働的に学ぶ中で育っていくことや気づいていくことがあるのだということを押さえることも必要ではないか。また、現行の教育制度でいえば、交流及び共同学習の中で、どんなことが起きて、そこで子供たちがもっとこうなりたいとか、新しい気づきなども実際には起きているのではないか。とすれば、そういう視点も重要なのだということが明示されることが必要ではないか。
- ICTの活用は、小・中学校の位置づけとの整合性を踏まえつつも、知的障害や発達障害の学習上または生活上の困難を踏まえると、自立活動においても認知特性の理解と強みを生かしたり困難を補ったりする一歩踏み込んだ活用が求められる。つまり学習ストラテジーの獲得等として取り扱う重要性が高いと考える。
- 共生社会の実現を目指すということ、次期学習指導要領の基盤に多様性の包摂がそもそもの教育の前提に入ること、個々の好きや得意を伸ばすという次期学習指導要領の全体の方向性、障害者差別解消法が既に全面実施されていることを踏まえたときに「自立活動」という言葉と目標がこのままでよいのか。困難さの背景には、社会的障壁、社会の側が変わらなければいけないことがたくさんあるにもかかわらず、現行の目標の「障害による学習上または生活上の困難さの改善・克服」という言葉からは、社会の側が解決すべきことも含めて、本人が主体的に改善・克服しなければならないと読み取れてしまうのではないか。
- 社会モデルの考えを重視することは本当に大事なことだと思うが、一方で、障害という個々の困難そのものが完全になくなるわけではない。本人がそのことをどのように受け止め向き合うかについては、実は障害の有無だけに関わらない自身の有り様のことであるため、まさに「キャリア」の考えにも繋がる部分と考える。その一方で、「困難を改善・克服」という表現は、どうしても本人の努力を求めるような印象をもってしまいがちであると感じる。自分で学習をかじ取りしていくための方略がもてるようにしていくことが明確に示されると、自立活動の目標にも合致していくのではないかと考える。
- 自立活動の中身には、社会が変われば解決する問題だけではなくて、障害を有するがゆえに身につけなくてはいけないスキルがあるため、そのあたりのバランスが大事ではないか。
- 子供主体の自立活動のさらなる展開について、自己評価、振り返り、本人の困難の把握は非常に妥当である一方で、困難な部分だけ強調されてしまうと、本人の自己肯定感の低下にも繋がるため、子供が伸びている点も含めて、どうバランスよく本人が自認できるように周囲が支えるかという観点も重要になる。

- 子供主体の自立活動のさらなる展開として、子供自身の自己選択・自己決定に関連して、合理的配慮を要求できるセルフアドボカシーの観点を「コミュニケーション」などの区分で意識すべきと考える。
- 個々の児童生徒が自己の意思を表明することができるような指導内容を入れることに大いに賛成する。なお、意思決定支援には段階があり、各教科等で意思形成の支援、自立活動で意思を表明するための支援を行い、そして、各教科や学校生活全体の中で、ただ表明するだけでなく、表明した意思を実現させるところまでいかない、子供の意思決定支援にはならないため、その関係性を丁寧に説明すべき。
- 子供主体に関わる議論の重要性は十分認識しているが、自立活動の理念や流れ図の考え方を踏まえ、今なぜこの指導目標なのかという自らの判断についてまだ十分に説明できる状態にない先生方も少なくない現状を鑑みると、説明責任を子供に委ねるような事態を招くことがないよう留意していく必要がある。
- 通常の学級の中での各教科等の学びと、通級による指導における自立活動が分断されたものではなく、しっかりと繋がっていくためには、通常の学級の教員が自立活動を理解しておかないと、前に進まない。そのためにも、自立活動の区分の観点や項目の趣旨を分かりやすく示すことは非常に期待ができる。
- 特に、通級による指導においては、限られた指導時間の中で、子供自身が自分の長所も含めて自分を客観視し、自己分析し、自己の支援方法等について学ぶということや、学んだことを学級、家庭、地域の生活の中で生かしていくこと、適切に自己決定や自己選択、支援についての意思表示ができるようにしていくことを示す必要がある、それを教員が意識できるように示す必要がある。解説等において、複数の障害の例を挙げながら、自立活動での学習を通して、自分の特性、自己支援方法を学び、そして教科の学習に生かせるようにすることが明記されることが必要。発達段階が上がり、中学校や高等学校段階では特に必要になってくるだろう。
- 特別支援学級や通級における自立活動の推進に関しては、担当の先生方の専門性の向上とともに、この特別支援学校のセンター的機能の活用を推進することが鍵ではないか。センター的機能を活用すると、このようなことを教えてもらえるという例を示していただけるとありがたい。
- 自立活動の表形式は保護者にとっても俯瞰して分かりやすい。特別支援学校においては「自立活動を主とする教育課程」の編成があるが、保護者も正しく自立活動を理解し、各教科の指導と関連を図るよう、そして外部専門家の意見も参考にしながら、担任の先生と家庭がしっかりと話をし、併せて学校以外でもよりよい時間を過ごせるよう、本人を主体に、個別的教育支援計画を立案していただきたい。教員と保護者、本人と確認し合う重要性を記載することで、障害の程度が重い子供たち

にとっても、より一層主体的な自立活動になるのではないか。

- 自立活動について、通常の学級や特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の連続性、そしてその環境整備に当たっては、「地域コミュニティ」という広がりも含めてはどうか。子供たちは、学級での自立だけではなく、家庭あるいは地域生活での自立、さらには将来の進学や就労についての自立が大切であり、そうであるならば、地域コミュニティの方々、そして、自分の保護者以外の保護者はもちろんのこと、地域のあらゆる方々に、特別支援学校、特別支援学級、通級について理解をいただくことが大切。特別支援学校が開かれた教育を進めるうえでは、コミュニティ・スクールの視点が重要。
- 資料「実態把握から具体的な指導内容（自立活動）を設定するまでの流れ（流れ図）」について、実態把握の視点として6区分が不可欠であることを明示いただきたい。また、「指導目標を達成するために必要な項目を選定」とするとはどういうことなのか、この点について先生方の理解を支える解説が重要。
- 流れ図は、特に小・中学校等においてはハードルが高く、作業コストがかかるという課題がある。手順の簡素化や、帰納的に区分・項目にたどり着く例示などについても検討できればと思う。例えば、「本人の願い」から具体的に目標設定、支援内容を導き出すアクションプラン作成ワークの1つである PATH (Planning Alternative Tomorrow with Hope) のように、ゴールから検討する部分があってもよいのではないか。具体的には、実態把握の部分に含まれる部分だが、本人の願いを出発点とすること、そして後半の「必要な要素」の次に「具体的な指導内容」を導き出し、そこから帰納的に「項目の選定」を整理していくという方法も考えられるのではないか。
- 特別支援学級の子供は、通常の学級における交流及び共同学習においても、特別支援学級教員と通常の学級の教員が個別の指導計画を共有し、自立活動の内容を意識しつつ、共同で指導を行うことを明示するとよいと考える。通級による指導を受けている子供は、主たる学びの場が通常の学級であることから、通常の学級の教員が通常の学級でも活用できる自立活動の内容を個別の指導計画に記載することが重要と考える。その際、環境の把握などの内容が重要になってくると思う。
- 個別の指導計画のさらなる充実に関連しては、特別支援学級や通級の場合は、負担の軽減も意識して、自立活動を中心として提示されたような計画が、個別の指導計画としても位置づくるとするとよいと考える。

【特別支援学校学習指導要領の総則等の構成・記載の在り方】

- 教育目標は、子供に何を育むのかということを掲げるものであり、自立的に生きる基礎を培うことや社会参画の態度を養うこと等を含め、義務教育の目的、あるいは

は教育目標に明示されているところ。特別支援学校の教育目標は、小学部は小学校教育、中学部は中学校教育の目標を掲げた上で、これらの目標を達成する際に、一人一人の子供が必要とする指導を担う自立活動に通ずる目標を位置づけており、学校教育法に示される特別支援教育の目的とも密接に関わることから、その見直しに際しては、自立活動の意義も踏まえ慎重な検討を要すると考える。

- 包摂性を高めるうえでは、社会モデルの考え方や、重層的な指導・支援と合理的配慮の考え方を総則に明記することも重要ではないか。
- 自立と社会参加につながる教育目標には賛成するが、用語として「自立」イコール「独力」というイメージが強いのが社会一般の認識ではないか。自立を考えるときには、障害の有無に関わらず、他者からの支援を受けながらということも含めて、自分なりの生活を立ち上げていくことが大切であり、「自立」イコール「独力」ということではないというニュアンスが含まれているとよいのではないか。
- 障害者権利条約への批准や、障害者差別解消法などを踏まえれば、「児童及び生徒の障害による学習上または生活上の困難を改善・克服し、自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと」という特別支援学校の教育目標については、社会の側に障壁があるという視点が全く読み取れず、見直しを検討すべき。
- インクルーシブ教育を推進する上で、特別支援学校の在り方も変わりゆくのではないか。通常の学校がよりインクルーシブになることで、通常の学校が基礎的環境整備になる可能性もあり、そうすると、特別支援学校は合理的配慮になる。特別支援学校が基礎的環境整備であるという考え方は強調しなくてもよいと考える。
- 指導計画の作成と内容の取扱いに当たっての配慮事項や、訪問教育、重複障害者の指導などについて「教育課程の編成」の中で整理することは重要。特に小・中・高等学校においては、特別支援という、どうしてもどう支援するかという、支援方法に重きが置かれている印象もあるが、実際には教育課程をどのように編成していくかといったところをまず進めていくことが大切だと思う。
- 「教育課程の編成」の中に、児童生徒の調和的な発達の支援や重複障害者等に関する教育課程の取扱いなどの内容を統合することは、教育課程編成の視点を広げる意味ではメリットがあると思うが、内容が過度に集中して、参照すべき指針がかえって把握しにくくなる課題もあると考えられるため、慎重に項目立て等を考えたほうがよい。特に、個別の指導計画、教育支援計画や自立活動、合理的配慮など、本来は編成ではなく実施段階や学習環境整備に位置づけるべき事項が編成段階に混在すると、教育課程の理念と実務が曖昧になって整理がつかなくなる懸念がある。
- 知的障害教育においては、各教科の指導内容、育成を目指す資質・能力を意図した実践が求められるのは言うまでもないが、その上で各教科の指導目標や指導内容

を選択した後の知的障害の状態を踏まえた適切な指導の形態の選択、あるいは具体的な学習活動、そして学びの関連づけ、各教科や指導の形態を超えたカリキュラム・マネジメントの考え方や具体的方策例が丁寧に示される必要がある。

- 知的障害教育の強みである合わせた指導と各教科との接続については、生活単元学習や遊びの指導と教科の目標とをどうやって結びつけ、評価すればよいかと戸惑う先生方もいることが想像されるため、第3節の教育課程の編成やカリキュラム・マネジメントの項目等において、理念や留意事項を明記するとよいのではないか。
- 知的障害教育における合わせた指導は、指導の形態の一つではあるものの、教育課程の編成の基本的な考え方があってのことだとすると、「教育課程の編成」においても知的障害教育における教育課程の編成の基本的考え方が分かりやすく示されていることが必要かもしれない。第1章・第2章の両方で押さえて、その意味や考え方としての連続性が分かりやすく示されることが必要ではないか。
- 個別の教育支援計画と個別の指導計画について、「教育課程の編成」のところで合わせて記載することとするのは、非常に分かりやすくよい。
- 個別の指導計画と個別の教育支援計画は、学校教育において指導を行うための計画と、学校のみならず関係者同士が連携して支援を行う計画とで趣旨が異なるものであり、学校の役割を保護者も正しく理解する趣旨からも、保護者にとって指導と支援が混在しない形で整理することが重要ではないか。
- 個別の教育支援計画は、学外の関係機関との連携を図るために作成されるものであり、子供の学びが学外の活動や卒業後の豊かな生活に生かされるためにも、必要な連携を図ることは重要だが、個別の教育支援計画は教育課程を個別に具体化するものではなく、また、個別の教育支援計画の目標が学校として編成する教育課程に直接関与するものでもない。個別の教育支援計画と個別の指導計画の関係を示し、区別・活用を促すことは重要と考えるが、「教育課程の編成」への位置づけはなじまないのではと考える。
- ICTの活用について、障害による学習上または生活上の困難さの改善の観点から記載することに賛同。ただし、障害の状態に合わせて端末や教材・教具を最適化するという一方で、困難さの改善というのは児童生徒が主体的に学べる学習環境を教育課程の実施段階で保障することであると考えるため、主体性の観点を強調してもよいのではないか。
- 障害による学習上または生活上の困難さの改善の観点からのICT活用については、個別最適な学びの保障に繋がる可能性が大いにあるのと同時に、対話的な学びのための活用が十分に検討されなければ学びの個別分断化に繋がる傾向はどうしてもあるため、通常の教育と同じ程度の表現にとどめてもよいのではないか。

- ICT活用について、読み書きに困難がある際の活用や、入出力方法の選択肢が増えるということ、コミュニケーション支援としての活用といった例が記載できると、それが主体的・対話的で深い学びにつながる基盤になるということのイメージが持ちやすいのではないか。
- 現行の特別支援学校学習指導要領では、不登校の位置づけが曖昧であり、それを位置づけることは大変大切である。実際、学校現場では、登校困難の子供が一定数おり、その支援を含めることは意義がある。
- 「特別支援学校」表記から「場合」といった表記に変更することについて、学校としての対応ではなく、重複障害も含めて個のニーズに応じた対応になることにも繋がると考える。そのため、学校に子供を合わせるのではなく、子供のニーズに学校を合わせるという表現も含み込んでいただけるとよい。
- 「特別支援学校」表記から「場合」といった表記にするのであれば、訪問教育や、重複障害の児童生徒への対応をする場合、という形で、同じ枠組みの中に位置づけてはどうか。これらについても、教育課程の編成上に係る重要な事項であり、より体系的に整理・提示することが必要ではないか。
- 医療的ケアは自立活動の大事な部分になるということについて、特別支援学校においてはもちろんのことで、昨今小・中学校における在籍も増えてきていることから、関係機関や看護師との連携というような軸だけではなく、自立活動として踏み込んで明確に示す必要があると考える。

【特別支援学校高等部の充実】

- 高校のインクルーシブ化をせずに、特別支援学校高等部の質向上や魅力化に取り組むことは、特別支援学校高等部に通う子供をさらに増加させることにつながってしまわないか。特別支援学校高等部に通う子供たちが社会に出て障害のない人たちと一緒に過ごしていくということを踏まえたとき、必要な合理的配慮を知っていくことなども含め、実践的に障害のない人とどうやって共に生きていくのかということ学ぶ必要性があるのではないか。
- 高等学校と特別支援学校高等部における交流及び共同学習においても、特に共同学習の側面を丁寧に実践していくことが示されることが必要。例えば職業教育やキャリア教育との関連など、交流の側面ではなくて、教育課程を丁寧に重ね合わせる取組をしていくことが実は重要であるといった記述はどこかにほしい。
- 特別支援学校でつくるスクール・ポリシーは、やはりインクルーシブな教育をどう進めているかといったところを示していかないといけないと思う。
- 多くの特別支援学校は通学区域が設定されていて、希望者全員入学の制度の中で

運営されている。高等学校のように、入試の前にスクール・ポリシーを参考に受験する学校を選択できない状況にもあるのに、これをつくるという点については、特に普通科においては学校間格差が広がらないような十分な配慮が必要。

- スクール・ポリシーについては、ある程度、どのようなことを示していくのかという枠組みを提示していく必要があるのではないかと。また、区域外通学や地域外通学についても柔軟に考え、スクール・ポリシーを提示する以上は学校を選べるという状況が作れるとよい。
- スクール・ポリシーについては、生徒に視覚的に分かりやすく提示することが大事ではないか。生徒も学校に係る当事者であるため、生徒にも分かるように定めること等を示していただきたい。
- 本来、通常の学校がもう少しインクルーシブであれば十分学べたような子供たちも、少なからず特別支援学校に入っているような状況もあるだろう。特別支援学校はその地域における全ての子供たちの学びを保障している場ともいえるものであり、スクール・ポリシーについては、こうした点も踏まえた上で、慎重に検討する必要があるように思う。
- 教育課程を通じて計画的にキャリア教育を行っていくこと、また、知的障害教育における職業教育を中学部から 6 年間を見通した上で指導することについては賛同。中学校の特別支援学級の生徒の多くが特別支援学校高等部に入学してくる実態を踏まえると、中学校の特別支援学級において、特別支援学校の中学部の職業科を参考に、自立と社会参加を目指した指導を行うことを中学校の学習指導要領にも示していただきたい。
- キャリア教育に関しては、制度等に係る知識を身につけるという点について、福祉制度の利用や合理的配慮の申請、建設的対話のためのセルフアドボカシーを学ぶことが重要。
- 総合的な探究の時間と関連づけていくことについては、生徒が自らの在りようとして社会との関わりを考える上で、さらに、社会の中で役割を果たすことを通して自分らしく生きていくことを実現していく上でも大変有効であり、賛成する。
- 生徒自身が学んでいることを振り返り、対話を通してその意味に気づけるよう、キャリア・パスポートの活用について、個別の諸計画との関連づけを含め、進めていく必要があると考える。
- 地域社会等との連携協働、コミュニティ・スクール、知事部局との繋がりなど、もろもろの要点が押さえられている。これらが学習指導要領または解説に明確に示されると、それを根拠として、キャリア教育、地域社会等との連携・協働による学びの充実に向け、地方財政当局の理解が得やすくなると思うため、知事部局に向け

た発信についても考慮いただきたい。

- 就労が難しい重度障害、重度重複障害のある子供たちの社会生活の充実においても、キャリア発達の視点は大切。特に高等部段階における生涯にわたる学びの基盤となる力の育成、生涯学習の機会に繋がる取組をさらに充実していただきたい。
- 特に産業教育の改善・充実に当たっては、知的障害の子供が高等学校段階における進路選択の幅が狭まる状況があることも踏まえ、特別支援学校高等部と高等学校の連携についても検討する必要があるのではないか。教科の専門性確保という観点からは、高等学校あるいは他の特別支援学校の教員が巡回指導やオンラインを活用した指導などの形で教科の専門性を担保できるような体制整備も重要ではないか。
- 特別支援学校学習指導要領において科目の内容を示す専門教科を保健医療、理療、理学療法、理容・美容のみとして、その他については設置者、学校の裁量に委ねるということは、裁量権を広げる反面、全国的な専門教科の薄まりとして逆機能する可能性が懸念されるため、標準的なカリキュラム例などを示す必要があると考える。
- 聴覚障害の特別支援学校においては、数は少ないとはいえ、クリーニングや印刷などの専門教科を設けている学校もあるため、特別支援学校学習指導要領において科目の内容を示す専門教科を絞ることについては丁寧な説明をお願いしたい。
- 職業に関する専門教科の整理充実について、いわゆる準ずる課程においては学校設定教科・科目の工夫によって効果的に進めることが現実的であるため、その考え方を具体的に示すことが必要。
- 知的障害教育における職業教育は、情報活用能力の強化との関連も大事。

【交流及び共同学習】

- 障害のある子供が通常の学級の子供の教材にならないよう、障害のある子供にとって共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育む「交流及び共同学習」であるかという視点で企画・検証していただきたい。また、通常の学級の子供にとっての学びが「障害のある人は大変なので優しくしたいと思う」などの感想でとどまらないよう、自己学習の重要性についても追記いただきたい。
- 学習指導要領上、交流及び共同学習は学校運営上の留意事項に記載されていることから、多くの教員にとっては管理職向けの部分としか捉えられていない部分があるのではないかと。交流及び共同学習の大切さを多くの教員に理解していただくには、例えば、指導計画の作成等に当たっての配慮事項等に、交流及び共同学習の視点が盛り込まれると、多くの先生方の意識が高まるのではないかと。
- 重層的な指導・支援や困難さの背景を大切にすることとも繋がる、つまり通常の学級における日常的な教育の取組と連動しない限り、交流及び共同学習は充

実していかないのではないか。重層的な指導・支援や困難さの背景を丁寧に見ていくことが交流及び共同学習の基盤となるものであることを学習指導要領等に記載する必要があるのでないか。

- 交流及び共同学習の計画的・継続的な実施に当たっては、両校の教育課程をどうすり合わせたのか、教員同士の打ち合わせの頻度や形式などのプロセス・連携の手順が、学習指導要領解説や交流及び共同学習ガイドなどに記載されるとよいのではないか。

【特別支援学校のセンター的機能の充実】

- センター的機能の活用状況は地域差が大きく、地域差を埋めるためにも、デジタル学習基盤を活用した取組など、特別支援学校の具体的な活用についてしっかりと示していただきたい。
- センター的機能を活用することによるメリット、具体的な手続きのフロー、活用の具体的な成果などについて、学習指導要領解説等においてポイントを記載してはどうか。
- 教職員の業務負担や人的資源の制約が課題であり、特別支援学校と小・中学校等の互いの役割と責任範囲を明確にしなければ、学校による対応の質や量に格差が生じかねない。実現性の確保の観点からも、小・中学校の校内委員会を中心とした校内体制を充実させることや、特別支援教育推進のための全体計画の作成など、小・中学校等の学習指導要領の学校運営上の留意事項に記載すべきではないか。
- 特別支援学校側については、小・中学校等における学校文化の理解に努めた上で、通常の学級における集団を対象とした授業やサポートの意識化とそのための専門性の向上が望まれる。そのような意味で特別支援学校による巡回指導、巡回通級は効果的と考えられる。

【小規模化・少人数化が進む特別支援学校への対応】

- 小規模であることのさらなる教育的価値や、小規模であるからこそできることであることなど、小規模化・少人数化によるメリットについても、事例を通して十分に紹介していけるとよいのではないか。

【特別支援教育 WG 取りまとめ骨子案】

< 1. 特別支援教育をめぐる現状と改訂における基本的考え方 >

- 特に小・中学校等においては、特別支援教育やインクルーシブ教育システムに対する教師の意識改革を図る必要性があると強く感じる。校長が率先して意識改革を図り、合理的配慮の提供義務を正しく理解して、日本におけるインクルーシブ教育システムを強力に進めようとする風土を醸成することが現状最も重要である。
- 取りまとめ骨子案においては、社会モデル、重層的な指導・支援、合理的配慮、デジタル学習基盤の4点がキーワードだと思う。これらはこれまでの学校教育や特別支援教育の中でも必ずしも十分に議論・整理されてこなかった概念であるうえに、今後インクルーシブ教育システムを推進する上ではとても重要な鍵になるものであるため、これらの関係性について整理してはどうか。
- 特別支援教育の定義と自立活動の目標は密接に関連しており、すなわち特別支援教育では、すべての教育の場の教師に自立活動の視点による子供理解が求められることを意味している。先生方に自立活動を日々の授業との関係で捉え、理解し、実践に生かしていただくためにも、特別支援教育をめぐる現状と改訂における基本的考え方について、自立活動の文言を明示しながら、自立活動の関連で示すことが肝要である。
- 「特別支援教育がセーフティーネットである」という表現については、文脈によっては、通常の教育がうまくいかなかった場合の補完的措置のような負のイメージを与えてしまう危険性があるように思う。少なくとも特別支援教育や特別支援学校などはそのような意図でやってきたわけではないと思うため、意図していないことが出ないような表現が必要と考える。敢えて記載するのであれば、特別支援教育を受ける子供の数が増加している理由について、もう少し分析をした上で説明する必要があるのではないか。
- インクルーシブ教育を訴える障害当事者や保護者が多い中で、特別支援教育を受ける児童生徒が増加しているという点については、知的障害の程度によって差別と区別とに考え方が分かれるのだと思う。特別支援教育はセーフティーネットという文言はそのとおりであり、子供一人一人に合った教育は必要。子供の成長を見据えた学校選択については、教育委員会等の専門家による親身な助言が必要である。

< 2. 幼稚園・小学校・中学校・高等学校における改善の方向性 >

(重層的な指導・支援の考え方を踏まえた方策)

- 重層的な指導・支援の考え方について、学区や圏域におけるクラスターとして捉えるような考え方を合わせて示してはどうか。具体的には、特別支援学校のセンター的機能、交流及び共同学習、空き教室の利用によるサテライト化、巡回通級等、現行制度を効果的に活用し、柔軟に対応していく考え方を示し、それらの取組によ

る知見も重要である。そのような意味において、学習指導要領改訂後にモデル事業を展開し、併置校・一体校も想定したインクルーシブな学校づくりのエビデンスを蓄積していくことなども期待される。

- 重層的な指導・支援の考え方について、どこまでが通常の学級の教員だけで行う部分であり、どこからが特別支援教育の教員と協働しながら行う部分なのか、このあたりの濃淡が学校現場に分かりやすい形で示す必要があるのではないかと。
- 多様な子供たちが在籍し、多様な支援や配慮が求められる学校現場において、教員の負担感を最小限にしながら必要な教育活動を進めていくためには、校内委員会などの組織的な取組が不可欠。校内支援体制のモデルケースや校内委員会の好事例、標準授業時数の柔軟化によって創出された余白の活用例などの情報を、国や特総研、各教育委員会において広く提供していくことが必要。
- 幼・小・中・高の学校現場が抱える負担感・不安感への対応という観点については、学校の中のリソースのみで対応するのではなく、特別支援学校に蓄積されてきた専門的な知識を巡回指導のような形で移管していく必要がある。重層的な指導・支援の考え方を踏まえた方策において、特別支援学校のセンター的機能を活用するといったような文言があると、学校だけで抱え込む必要はなく、必要に応じて外から支援を求めることができる、そのためにも校内支援体制が重要であるという、そういうメッセージにつながるのではないかと。
- 調整授業時数制度、特別活動を中心として共生社会や民主的な社会の未来を育む方針、スキルを伸ばし特異な才能を育む柔軟な教育課程など、他の部会やワーキンググループにおける検討内容も、重層的な指導・支援の第1層における基礎的環境整備として機能するものである。今後、こうした様々な検討内容も含め、重層的な指導・支援としての1枚絵になるとよい。
- 個別の指導計画のうち各教科等の指導に係るものについては真に必要な記載に精選することが、なぜ負担感の対応につながるのかが見えづらい。精選するためには、子供を的確に見取る力と、それを校内で共有して共通理解を図っていく力が必要であり、単に様式の簡素化や内容の精選だけでは負担軽減につながらないだろう。
- 個別の指導計画の記載内容の精選に当たっては、アプリや生成 AI など、デジタルの活用によってさらに負担を減らすことができるのではないかと。これらの活用は、単なる負担軽減だけでなく、子供たち一人一人へのより良い指導や支援の構築・保障につながるものと考えている。

(合理的配慮の提供を促すための方策)

- 合理的な配慮について、個別対応に限って捉えられているきらいがあるが、それゆえに負担感につながっているのではないかと。実は個別に対応したつもりが他にも良い影響が波及しているのだという観点を先生方に持っていただけるとよいので

はないか。

- 障害の有無に関わらず、児童生徒一人一人が学ぶ環境がより良くなるようにと考えることは教育の基本であり、当然のことと考える。合理的配慮や基礎的環境整備など、しなければならない特別なことではなく、教育の一環として先生方が捉えられるよう具体的で分かりやすい示し方や支援が大切である。
- 合理的な配慮の提供がプラスの仕事といった認識を修正していくためにも、学習指導要領において、合理的配慮の提供は教師としての責務であり、使命感を持って取り組む必要があるということをはっきりと記載いただきたい。もちろん負担感の根本的な解決のためには、研修コンテンツや特別支援学校のセンター的機能の充実が期待されるとともに、特別支援教育の教員と通常の学校の教員の人事交流による実践知の共有にも効果が期待できるのではないか。
- デジタル学習基盤が単なる効率化の道具ではなく、子供の能力を拡張し、困難を補完するためのものであるとして、基礎的環境整備に位置づけられることは大変意味深い。そしてその実効性を高めるためには、教員のデジタルスキルの向上、その支援が欠かせないと思う。
- 合理的配慮の提供に当たっては、設置者・学校と本人・保護者の意見のすれ違いや双方向の対話が難しいケースもたしかにあるが、今後の方向性として、意見の違いを強調するのではなく、学校と保護者が建設的に話し合えるようにしていくという前向きな表現にしてもよいのではないか。
- 合理的配慮の提供に当たって双方が前向きに対話できるようにするため、具体的な合意形成に向けたプロセスのフロー例があると、学校現場・保護者の双方にとって実現可能性が高まって助かるように思うため、今後の方向性として修正または追加してはどうか。
- 合理的配慮における過重な負担の捉えに関して、例えば就学判定で特別支援学校が適当とされた児童生徒が小・中学校に在籍する場合、設備や教師の専門性、業務量において大きな負担が生じていることは否めない。例えば校外学習における活動範囲や配置できる教職員の体制などは、小・中学校や特別支援学校など校種によって大きく異なるため、過重な負担の基本的な考え方について、学校規模や自治体の財政規模に加えて、学校種という観点も加えていただきたい。
- 合理的配慮を受けるとなると、その子供自身も特別扱いをされるのは嫌だと感じる場合もある。そのため、すべての子供が選択できる学びの選択肢が用意されているかということが大事な視点であり、そういった授業を作っていくことが大事である。
- 合理的配慮を受ける子供が特別扱いされていると捉えられることのないよう、授業づくりや学級・集団づくりが必要だという点について、これに加えて、学校全体としてどのような取組をしているのかということのを他の保護者などに対して発信

していくことの必要性についても併せて示していただきたい。

(通級による指導における改善の方向性)

- 通級による指導を受ける場合の特例的な取扱いに関する2つの矢羽根について、1点目は通級による指導において各教科等の指導を行えることを、2点目は通常の学級において受ける授業を含め各教科等の目標・内容の一部を変更するということを示しており、この二点はかなり内容が異なるものであることから、示し方についてももう少し検討してはどうか。
- 通級による指導について、自立活動の中で教科的な内容を取り入れた指導を十分に行ったうえで、別途必要な場合には特例的な措置として教科の内容の一部を取り扱う指導ができるということを、各現場で正しく理解されていくことが大事。補足イメージ図においても、「自立活動」を行うことや、あくまでも特例的に「各教科の内容の一部」を取り扱うことが明確に示されるとよい。
- 通級による指導の特例的な取扱いについて、通級指導が分からないところを個別に教えてくれる場であるかのように学校現場や保護者に誤解され、安易な教科補充指導とならないよう、本来の教育的意味・意義を正しく理解してもらうための啓発が不可欠と考える。
- 現行の各教科の学習指導要領解説においても、障害のある児童生徒への配慮事項に関する説明・解説があるが、今後、通級による指導の特例的な取扱いとして、個別に実施する教科の指導上の留意事項についても、各教科の学習指導要領解説に明記することで内容がリンクされていくのではないか。
- 通級による指導を受ける場合の特例的な取扱いに関して、各教科等の目標・内容の一部を障害の状態等を考慮したものに替えることについては、通級による指導の中身というよりも、通級による指導を必要としている子供にとっての教育課程の柔軟な変更に関する可能性を探っていこうという踏み込んだ提案と考える。
- 通級による指導を受ける場合の特例的な取扱いのうち、通常の学級において受ける授業を含め各教科等の目標・内容の一部を障害の状態等を考慮したものに替えられることとする点については、知的障害特別支援学校の各教科に替えることも含め幅広い解釈が可能な記載となっているが、意図がより正確に伝わるような記載の検討が必要である。

(特別支援学級における改善の方向性)

- 特別支援学級の在籍者が急増しているのはたしかだが、特別・特殊な支援ではなく、あくまでも幼・小・中・高との連続性のある多様な学びであることの押さえが大事である。
- 特別支援教育に関する専門性を持ち合わせていない教員が今担当している事態

があるという現状と、そのために特別支援学級における教育の質の担保のために学習指導要領を分かりやすくという表現は、学習指導要領を分かりやすく記載することイコール教育の質や専門性が担保されるという、そういった誤解を招かぬない。もし記載するのであれば、知識や経験が十分でない先生方にとって具体的な指導のイメージを持ちやすくするため、学習指導要領を分かりやすく示すというような書き方がよいのではないか。

- 特別支援学級は、小・中学校における重層的な指導・支援のより特別な場としての位置づけとなるが、卒業後の特別支援学校高等部や高等学校との接続についても十分に考慮していく必要があり、例えば、教育課程の考え方、自立活動の指導計画の作成と内容の取扱い、あるいは個別の指導計画等を通して先を見据えた対応の必要性とその具体について示す必要があると考える。

(高等学校における改善の方向性)

- 高等学校においては、義務教育段階と比べると重層的な指導・支援の考え方がまだ広がっておらずイメージ化されていない印象をもっている。補足イメージ⑦は、新たな特例校制度についても含め、高等学校における重層的な指導・支援の考え方が分かりやすい形で示されている重要なイメージ図である。
- 高等学校における特別支援教育の充実が喫緊の課題となっているため、教育課程のみならず高等学校における指導・支援の充実を図るために必要な事項についても具体的に示していく必要がある。
- 高等学校における特例校制度という新たな分離を行うのではなく、高等学校の一つのコースとして、例えば自立支援コースのように、インクルーシブな高校作りの一環に位置付けて検討すべきと考える。

(幼稚園における改善の方向性)

- 学習指導要領における個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用に関する箇所において、幼保小の接続の重要性についても明記することで連続性が担保されるのではないか。

< 3. 特別支援学校における改善の方向性 >

< 知的障害者である子供たちに対する教育課程の改善 >

- 知的障害教育におけるカリキュラム・マネジメントや学習評価の考え方・具体的な手続きについて、各校の教育課程や指導の形態のタイプに応じて、解説レベルで具体的に分かりやすく示していくことが肝要。
- 情報活用能力の抜本的強化については、方向性としては理解しつつも、指導できる教員の育成や確保について不安を感じる。理念の提示にとどまらず、やはり育成、

人的配置、研修、財政措置等を含めた実装、実効性のある担保が不可欠と考える。

<自立活動の充実に向けた方策>

- 自立活動の「改善・克服」という表現について、社会モデルの考え方や合理的配慮を重視する流れの中で、障害そのものを本人が克服するかのように受け取られないよう、より慎重な表現あるいは補足的な説明が必要と考える。障害そのものではなく、必要な支援や環境調整のもとで学習上または生活上の困難に対応して力を発揮できるようになることを明確にする必要があるのではないかと。
- 子供主体の視点に立った自立活動の更なる展開に当たっては、自己選択・自己決定に資する指導を小学校段階から積み上げていくことが大事。そして、そのことが学習者主体の授業づくりや個別最適な学びにつながるという一貫した考え方を示していけるとよい。
- 自立活動について、本人の願いの把握の手続きや医療的ケアの子供に対する自立活動の視点の重要性などについて、解説に具体的に例示することで学校現場が理解し実践できるようになると思うため、こういった取組を進めていただきたい。
- 特別支援学校に限らず小・中・高にも医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍していることを踏まえると、自立活動について医療的ケアに係る記載の充実がなされることには大きな意義がある。小・中・高の教員が特別支援学校の学習指導要領を参考とすることができるよう、小・中・高の学習指導要領解説などにも記載があるとよい。
- 自立活動の区分や項目を個別ではなく総合的に捉え、評価も含めてどのように組み合わせるかで指導内容として設定するか、カスタマイズの手法や実践例について先生方に対して丁寧に提示する必要がある。自立活動は特別支援教育の核となる指導であり、各学校が家庭に対して示し、説明し、話し合うことが必要である。
- 自立活動の内容について、保護者からご納得いただけないことがあると先生方からうかがうことがある。流れ図の作成プロセスにおいて、保護者とのように情報共有・合意形成するのかといったことを追記いただきたい。
- 自立活動に関する個別の指導計画について、業務の重複を省く際には、まず自立活動やその他各教科について必要な実態把握を行うことを前提とした上で、他の諸計画にも重複する内容を記載する必要性や、適宜個別の指導計画から転記することについて検討する流れであることが明確に伝わるよう記載する必要がある。

<総則等の構成・記載の在り方>

- 重複障害者等に関する教育課程の取扱いについては、学部間の連続性や、より柔軟で多様な実態に対応した教育課程の編成の視点からとても重要な改善であり、そのことが教員に分かりやすく、かつ強く印象付けられるような、今後の記載を期待

する。

- 重複障害者等に関する教育課程の取扱いの見直しについて、特に高等部においては社会に出るための意思形成・意思決定の力を養うことが重要であり、先生方の理解を深めていただきたい。

<特別支援学校のセンター的機能の充実>

- 特別支援学校のセンター的機能の強化が求められており、その期待に十分に応えられるよう努めたいと思う一方で、特別支援学校自体が児童生徒数の増加や多様化に直面しており、専門性の高度化と人的体制の充実が追いついていない現状がある。理念の提示にとどまらず、やはり育成、人的配置、研修、財政措置等を含めた実装、実効性のある担保が不可欠と考える。
- 特別支援学校のセンター的機能については、地域の実情や学校の状況によって取り組める学校とそうでない学校があるため、地域の実情に応じた取組が必要という観点を併せて示してはどうか。
- 地域によっては、地域校の中でも特別支援教育の専門性や実績が蓄積されてきていると思うため、常に特別支援学校側から提供するのではなく、特別支援学校と地域校による双方向の支援・連携も考えていく必要がある。
- 特別支援学校のセンター的機能に関連して、医療・福祉・労働機関等の関係機関との連絡調整に当たっては、現在はスクールソーシャルワーカーが大きな役割を担っており、配置や役割に関する再整理が今後必要ではないか。